

## 第1回鹿屋市子ども・子育て会議 協議に係る意見等について

### ●協議に係る意見書等の提出状況

子ども・子育て会議委員数	25名
提出人数	25名
未提出者	0名

### 協議1 令和5年度教育・保育施設の認定こども園への移行について

【意見等あり・・・1件 意見等なし・・・24件】

#### <委員の意見等>

委員	資料を見る限り、例に挙げられた施設は需要や状況に応えるべく形態を変え運営していくように感じるので、良いと思います。
委員（意見等なし）	判断基準に合致しているので意見等はありません。

### 協議2 令和5年度認可外保育所の認可保育所への移行について

【意見等あり・・・3件 意見等なし・・・22件】

#### <委員の意見等>

委員	資料を見る限り、例に挙げられた施設は需要や状況に応えるべく形態を変え運営していくように感じるので、良いと思います。
委員（意見等なし）	長年本市で認可外運営してきた実績、職員の処遇改善、国の認可外を認可への移行支援措置があることから意見等はありません。
委員	鹿屋市に認可外保育所は何件残りますか。今後はどのようにお考えですか。認可外保育所が認可保育所に移行することは賛成です。
（事務局）	くりのみ学園が認可保育所に移行した場合、市内の認可外保育所は、13施設となります。今後、認可外保育所から認可保育所への移行希望の相談があった場合は、確保方策が不足している場合、検討するものと考えております。
委員	協議に関する意見を述べさせていただく前に資料の数字について分からない部分がありますので、ご説明をお願い致します。 会議資料7ページ、「④ 0～5歳児の保育所等施設入所者及び家庭保育等の推移」の表中にあります、「認可外保育施設利用者数③」について、企業主導型の定員が年々増加しているのに対し、保育所・事業所内の定員が令和4年度に277名から214名へと63名の大幅減少をしています。施設数が13→14へと増加していながら、なぜ定員数が減少しているのでしょうか？鹿屋市の受け皿

	<p>が足りていないと資料中で説明されているにも関わらず、定員の大幅減少が発生していることが不思議なので、もし大幅な定員減を行った施設があったのであれば、周辺地域の施設なのか街地区の施設なのか、複数施設なのかどうか、出来れば、定員減の理由なども分かりましたら、併せてご説明をお願い致します。</p>
(事務局)	<p>会議資料7ページ「④0～5歳児の保育所等施設入所者および家庭保育等の推移」の定員数の減少については、事業所内保育所と認可外保育所において、令和4年度から定員減となった施設があったことによるものです。なお、認可外保育所と事業所内保育所の定員変更については、各施設の判断で行われ、鹿屋市への届出義務がないため、理由については把握しておりません。</p>
委員	<p>くりのみ学園の認可施設への移行につきまして、鹿屋市の進め方に異論がある為、鹿屋市保育会36園を代表する立場として意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず、はじめにくりのみ学園が長年に渡り、鹿屋市の子育てに関して多大なる貢献をされてきたことは鹿屋市保育会及び会員園も承知しているところであります。</p> <p>しかし、以下の理由から令和4年度第1回子育て会議にてくりのみ学園の認可移行を了承することは時期尚早であると考えます。</p> <p>① 確保方策等方針に沿っていない</p> <p>従来、子どもの受け皿が必要な場合には鹿屋市が示している「特定教育・保育及び特定地域型保育事業における確保方策」に則り、2号認定、3号認定に関しては弾力運用や既存施設の定員変更、幼稚園の認定こども園移行等よって受け入れ先を確保し、それでも受け入れ先の確保が困難な時は新規参入等を検討するとなっています。それは、新規に施設を開設、認可するよりも既存施設の中で定員増や定員減を行い受け皿の数調整を行った方が、子ども達が減少した際などにも柔軟に対応できるからだと認識しています。</p> <p>今回の新規認可については鹿屋市保育会会員施設に対して定員増などの打診はありません。鹿屋市保育会が会員園に対して行った調査では、定員増を考えている施設が複数施設あります。更には鹿屋市が独自に定める判断基準が厳しいために定員増を行いたくても行えない施設もあります。実際に昨年度は鹿屋市から市内保育所等に対し、3号定員の定員増をお願いしてきたにも関わらず定員増の手を挙げた施設が基準に合致せず申請を却下されています。まずは直ちに基準を見直し、そして既存施設に対して定員増を打診してからそれでも受け皿が足りないのであれば新規認可の議論をするべきだと考えます。また現在の確保方策は近年増加している企業主導型保育所の数字が反映されておりません、数字についても早急に再検証する必要があると思います。</p>
(事務局)	<p>鹿屋市では、第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みに対する確保方策を設定し、提供体制を整えるため「鹿屋市の特定教育・保育施設等の確保方針等方策」を基準に児童福祉行政を推進しております。基本的な確保方策は、「特定教育・保育及び特定地域型保育事業における確保方策」の(1)～(4)に定めているところであり、今回の認可外保育所から認可保</p>

	<p>育所への移行については、(4) その他【新規認可等による確保方策】に該当することから、確保方策等方針に沿ったものと考えております。</p>
委員	<p>② 周辺地域に対する施策が確立していない</p> <p>第2期鹿屋市子ども子育て支援事業計画でも示されているとおり、今後、鹿屋市においては令和4年度から令和6年度にかけて量の見込みが2歳児以下77名、3歳児以上105名の合計182名減少していくと鹿屋市自身が予測を立てている中で、新規参入によって新たな受け皿を作る必要があるのでしょうか。また、5月30日付の南日本新聞にて報道されているように全国的にも待機児童が減少し、定員割れをおこしている園が増加しています。鹿屋市保育会が独自に行った調査でも過疎地区と言われる地区に限らず、街地区においても定員割れをしている施設があり、特に串良、古江、輝北、高隈など周辺の地区では定員割れが著しく、バスなどを運行して子ども達が入園するよう必死に努力している施設があります。そのような会員施設を鹿屋市保育会として看過することは出来ません。このままでは閉園に追い込まれる園が出てくることは必至です。周辺地域の子ども達が保育や幼児教育を受ける権利を奪ってもよいのでしょうか。子育て会議としてやみくもに受け皿の拡大を行うのではなく、定員減基準の見直しなど周辺地域の救済策についても早急に考えるべきです。</p>
(事務局)	<p>くりのみ学園の認可保育所への移行については、新規参入によって新たな受け皿をつくるものではなく、既存の施設の移行になります。</p> <p>少子化の進行に伴い、海岸地区や中山間地区における教育・保育施設においては、定員確保にご苦労されている状況は承知しております。</p> <p>鹿屋市では、これまで、地域における子育て施設の重要性や人口集中地区における空き待ち児童の解消など、市全体のバランスを考慮しながら、保育会等の関係機関と協議を重ね、現在の確保方策等方針による保育施策を推進してきたところです。</p> <p>今後においても、引き続き、定員設定のあり方や、潜在的な地域の子育てニーズなど、関係機関と意見交換しながら、市民ニーズに即した保育施策を構築して参りたいと考えております。</p>
委員	<p>③ 認可外施設等が認可へ移行する際の基準が明確でない</p> <p>資料25ページ、「(2)以降の取扱(案)」には「くりのみ学園は(中略)長年、本市において認可外保育施設として運営してきております。」と記載されています。</p> <p>長年とは何年以上のことでしょうか。以前は、確保方策において認可外保育施設が認可申請することについて「平成26年以前に鹿児島県に対し認可外保育施設の申請を行った施設」などといった明確な基準があったと記憶しています。(ひなぎく保育園はその基準に合致し認可施設になったと思います。)今回のように「長年」などといった曖昧な表現ではなく、明確な基準を示してから認可移行について議論すべきだと考えます。</p>
(事務局)	<p>国においては、認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可保育所等への移行に向けた支援を進めております。また、くりのみ学園は、</p>

	<p>昭和 53 年に寿地区に新設以来、約 40 年間、認可外保育施設として本市の保育の受け皿を担ってきており、認可基準に基づく運営や保育士等の処遇改善による職場環境づくりにおいて、保護者の方々がさらに安心して預けられる認可保育所への移行を希望しています。市としては、国の大きな認可保育所等への移行方針や、くりのみ学園のこれまでの運営実績を踏まえ、移行を了承することとしてお諮りしたところです。</p>
委員	<p>④ 小規模事業所の取り扱いについて</p> <p>現在、くりのみ福祉会が運営する小規模事業所について、今まで鹿屋市は既存の認可保育園、認定こども園を運営する法人が小規模事業所を運営することについて認めないという立場をとられておりましたが、仮にくりのみ学園が認可保育所となった場合には同一法人が運営する小規模事業所については認可を取り下げられるのでしょうか。取り下げない場合、既存の認可保育園、認定こども園を運営する法人は小規模事業所を設置することが出来るのでしょうか。このことについては認可を承認する前に鹿屋市が立場を明確に示すべきだと考えます。</p>
(事務局)	<p>くりのみ学園を運営している特定非営利活動法人くりのみ福祉会においては、0歳～2歳児を預かる地域型保育事業所の運営も行っています。この地域型保育事業所は、新たに設置されるものではなく既設の事業所であり、既存の認定こども園等を運営する法人が新たに小規模事業所を運営する場合には該当しません。このため、くりのみ学園が認可保育所へ移行した場合において、認可の取り下げは想定しておりません。</p> <p>なお、鹿屋市では、「特定教育・保育及び特定地域型保育事業における確保方策」に基づく確保方策を進めております。認定こども園等を運営する法人が小規模事業所を新たに開設する場合については、(1)～(4)以外の新規参入として、目標達成が困難な場合に検討を行うこととされております。</p>
委員	<p>資料にも記載されているとおり、くりのみ学園が認可保育所へ移行する理由については私も十分に理解できます。また、冒頭でも申し上げている通り、くりのみ学園の認可に反対しているわけではなく鹿屋市の進め方に違和感を持っています。認可を了承する前に鹿屋市が明確に示さなければいけない基準や、とらなければいけない手順があるのではないのでしょうか。今回、第1回子ども子育て会議にて結論を出すのではなく、今後5年10年先の鹿屋市における子育て環境を熟慮した上で結論を示していくことが健全な子ども子育て会議の在り方であると考えます。</p>
(事務局)	<p>くりのみ学園は、令和5年度から認可保育所への移行を希望しております。令和5年度からの移行に係る県への手続の期限が6月末日となっているため、第1回の会議の協議としてお諮りした次第ですので、御理解いただきたいと思います。</p>